諮問庁：法務大臣
諮問日：平成１８年７月２７日（平成１８年（行情）諮問第２４１号）
答申日：平成１９年３月３０日（平成１８年度（行情）答申第４９２号）
事件名：福岡拘置所の物品管理簿・物品出納簿登載の特定のＴＶカメラの取扱説明書等の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

福岡拘置所の物品管理簿・物品出納簿登載の別紙に掲げるＴＶカメラの取扱説明書及び据付工事説明書（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は,行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。）３条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，平成１８年３月２８日付け福管総発第１２７号により福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書の記載

審査請求人が，開示を求める部分とは，福岡拘置所が「総合監視卓警備システム及び矯正施設用電気設備工事標準図平成１３年版等に係る非常電鈴装置等を含む警備機器等を悪用しては居室内一定箇所で異常音を発生させている部分」である。

本件対象文書は，支出計算書証拠書類の中に含まれるものであり，保存期間の５年間を過ぎていない。

原処分は違法で，取り消されるべきであり，開示決定を求める。

（２）意見書の記載

ＴＶカメラの修理や二重天井の板張りの張り替え等に伴い，ＴＶカメラ等の取外し，再設置などの工事を行ったのは，福岡拘置所の営繕工場受刑者である。これらの工事に際しては，取扱説明書，据付工事説明書

のようなものが存在していることを同所の営繕工場受刑者が述べている。

福岡拘置所では，ＴＶカメラ等の故障等に備え，即座に対応できる体制が整えられているのに，取扱説明書，据付工事説明書を取得しておらず，保有していないとは，不合理で不可解極まりない。

第３　諮問庁の説明

１　本件審査請求に至る経緯は，次のとおりであった。

審査請求人は，平成１８年１月１７日受付開示請求書により，処分庁に対し，「福岡拘置所の物品管理簿・物品出納簿登載の以下のＴＶカメラの取扱説明書，据付工事説明書　①平成１２年３月３１日付けＴＶカメラＣＩＴ８０４，②平成１４年３月２８日付けＴＶカメラＣＩＴ７７１，③平成１４年７月１９日付けＴＶカメラＣＩＴ７６３，④平成１４年１２月２７日付けＴＶカメラＣＩＴ７６３，⑤平成１６年１月３０日付けＴＶカメラＣＩＴ８５００，⑥平成１６年３月１６日付けＴＶカメラＣＩＴ７７７」の開示請求を行ったところ，処分庁は，同年２月６日付けで，本件対象文書は存在しないため，請求を維持する場合は不開示決定となる旨情報提供するとともに，本件開示請求の維持について意思確認を求めた。これに対し，審査請求人は，当該請求を維持する旨回答してきたことから，処分庁は，法１０条２項の規定に基づき，開示決定等の期限の延長を行った上で，同年３月２８日付け不開示決定通知書により，本件対象文書は作成又は取得しておらず，存在しないため不開示とする決定を行ったところ，審査請求人は，同年５月２５日受付審査請求書により，本件対象文書の開示を求めたものである。

２　本件対象文書の有無等について，処分庁を通じ福岡拘置所に確認したところ，その実情は次のとおりであった。

本件開示請求に係る各ＴＶカメラは，所内の居室や通路等を監視するために設置され，総合警備システムによる遠隔操作によって作動しているものであるところ，同システムの端末部品としてのこれらのＴＶカメラを職員が直接取り扱うことはないため，取扱説明書は取得しておらず，かつ，取得する必要性も認められない。また，ＴＶカメラを据え付ける際は，専門の業者が据付工事全般を行うため，福岡拘置所において据付工事説明書を取得する必要性もなく，保有していない。

３　なお，審査請求人は，本件対象文書は，支出計算書証拠書類の中に含まれるものであり，保存期間は５年間であるところ，本件対象文書は保存期間を過ぎていない旨主張する。支出計算書証拠書類とは，「計算証明規則」

２２条の規定に基づく書類であるが，その内容は，「支出の決定の内容を明らかにした決議書の類」，「請求書」，「契約書」，「契約の変更，解除又は違約処分をしたものがあるときは，その関係書類」及び「予算決算及び会計令に基づく検査調書等の検査に係る書面」から成り，保存期限は５年間であるものの，その内容として取扱説明書や据付工事説明書といった文書が含まれるものではない。

４　以上のことから，本件対象文書については作成又は取得しておらず，存在しないため，不開示とした原処分は相当であると認められ，本件審査請求には理由がないことから，本件審査請求を棄却すべきであると思料する。

第４　調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

①　平成１８年７月２７日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年１０月１６日　　審査請求人から意見書及び資料を収受
④　同年１１月８日　　審議
⑤　平成１９年２月８日　　諮問庁の職員（法務省矯正局成人矯正課企画官ほか）からの口頭説明の聴取
⑥　同年２月２０日　　審査請求人から補充意見書及び資料を収受
⑦　同年３月７日　　審議
⑧　同月２８日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書の存否について

審査請求人は，本件対象文書が存在するはずである旨主張するが，諮問庁は，本件対象文書の不存在を主張しているので，以下その存否について検討する。

この点に関し，諮問庁は，理由説明書及び口頭説明において，おおむね次のとおり説明する。

（１）本件開示請求に係る各ＴＶカメラは，所内の居室や通路等を監視するために設置され，総合警備システムによる遠隔操作によって作動しているものであるところ，同システムの端末部品としてのこれらのＴＶカメラを職員が直接取り扱うことはないため，取扱説明書は取得しておらず，かつ，取得する必要性も認められず，ＴＶカメラを据え付ける際は，専門の業者が据付工事全般を行うため，福岡拘置所において据付工事説明書を取得する必要性もなく，保有していない。

（２）審査請求人が主張する「ＴＶカメラ等の取外し，再設置」を営繕工場受刑者が行うことはあり得ず，また，職員自らが行う角度及び取付位置調整程度の作業に取扱説明書等は不要であり，仮に取扱説明書等が必要となるような作業が発生した場合には，専門業者に依頼する。

また,当審査会において,事務局職員をして確認させたところによれば，福岡拘置所で，「支出関係書類（支出計算書，証拠書類，添付書類）」ファイルその他の関係行政文書ファイル，担当職員の机・キャビネットを探索した結果，本件対象文書を発見できなかったとのことであった。

本件対象文書を現に保有していないとする諮問庁の上記説明に特段不自然・不合理な点は見当たらず，他に当該説明を覆す事情も認められないところ，福岡拘置所における本件対象文書の探索の結果も併せ考えると，福岡矯正管区において本件対象文書を保有しているとは認められない。

２　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

３　本件不開示決定の妥当性

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，福岡矯正管区において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　矢崎秀一，委員　村上裕章，委員　吉岡睦子

別紙

１　平成１２年３月３１日付けＴＶカメラＣＩＴ８０４
２　平成１４年３月２８日付けＴＶカメラＣＩＴ７７１
３　平成１４年７月１９日付けＴＶカメラＣＩＴ７６３
４　平成１４年１２月２７日付けＴＶカメラＣＩＴ７６３
５　平成１６年１月３０日付けＴＶカメラＣＩＴ８５００
６　平成１６年３月１６日付けＴＶカメラＣＩＴ７７７